

# 予算特別委員会

令和6年6月21日

葛城市議会

# 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和6年6月21日（金） 午前9時31分 開会  
午前10時59分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	吉村	始
委員	西川	善浩
〃	柴田	三乃
〃	坂本	剛司
〃	梨本	洪珪
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村	優子
議員	松林	謙司
〃	増田	順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
人事課長	石田	智士
企画政策課長	西川	直孝
総務部長	林本	裕明
生活安全課長	野地	幸一郎
財務部長	米田	匡勝
財政課長	内蔵	清
税務課長	高松	和弘
こども・若者サポートセンター所長	川崎	圭三
教育部長	勝眞	由美
生涯学習課長	津本	佳成

会計課長 松本賢治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	神橋秀幸
〃	岸田聖士
〃	西邨さくら

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第44号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前9時31分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。一昨日、昨日と2つの常任委員会、熱心にご審議をいただきました。2つとも、1つは参加して、1つをネット等で見ていましたけども、非常に丸1日かかって熱心にご審議をいただいていると、またしているということは、本当に肌で感じたところでもあります。何を言いたいかということ、補正予算を審議するこの予算特別委員会、5年、6年前までは分割付託して常任委員会で審議をしていました。当時いろんな議論をして、予算特別委員会を設置して、こうして補正予算についても審議していこうということで審議したことを思い出していたところでございます。昨日おとついなんかの熱心な審議を見ていると、こうして別に予算特別委員会の日程というものをつくってやっていると、やってよかったなと私自身は感じておるところでございます。おととい、昨日に引き続いて、今日も慎重にご審議いただきますことをお願いして挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員外議員のご出席を紹介いたします。増田議員、松林議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、葛城市議会では出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、これもご承知おきをお願いします。

発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

ここで予算特別委員会の開会に当たり、事前に一般会計補正予算の審査方法について確認いたしたいと思います。今回の補正予算の範囲は歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出と歳入を一括で説明を受け、その説明の後、歳出と歳入の全てに関する質疑を一括で行います。そして、質疑終了後に議員間討議、討論、採決を行います。

このことにつきまして、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、今申し上げたとおり委員会運営を行うことといたします。

それでは、議第44号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、上程となっております議第44号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

まず、初めに補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,993万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億4,757万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳出よりご説明をさせていただきます。2款総務費、1項1目一般管理費で、補正額は27万5,000円でございます。児童手当制度の改正に伴いまして人事給与システムの改修を行うものでございます。

続いて、3目会計管理費で、補正額は65万円でございます。会計年度任用職員に係る補正でございます。

12目地方創生臨時交付金事業費で、補正額は67万2,000円でございます。事業費の精算に伴う国庫交付金の返還金でございます。

2項1目税務総務費で、補正額は306万6,000円。続きまして、6ページ中段、3款民生費、2項8目子ども・若者サポートセンター事業費で、補正額は246万8,000円でございます。いずれも会計年度任用職員に係る補正でございます。

続きまして、6ページの下段から7ページにかけてでございます。7款消防費、1項3目消防施設費で、補正額は200万円でございます。自治総合センターコミュニティ助成事業における事業採択に伴いまして、申請大字に補助金を交付するものでございます。

続いて、8款教育費、5項4目公民館費では、補正額が2,521万4,000円でございます。こちらにつきましても自治総合センターコミュニティ助成事業における事業採択に伴い、申請大字に補助金を交付するものでございます。

続いて、6目文化会館費で、補正額は558万7,000円でございます。新庄文化会館運営事業並びに當麻文化会館運営事業におきまして、それぞれ会計年度任用職員に係る補正となっております。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

上段より、1款市税と9款地方特例交付金でございます。国の施策である住民税1万円の定額減税に伴いまして、市税、個人住民税が減収するところでございますが、この減収分については全額国費で補てんすることが国から示されているところでございます。市民税、個人所得割から1億5,000万円を減額いたしまして、同額の1億5,000万円を地方特例交付金で増額するものでございます。

14款国庫支出金でございます。2項2目民生費国庫補助金で、補正額は150万9,000円でございます。人事給与システムの改修については全額国庫補助となっております。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、補正額は2,142万3,000円で、収支の調整でございます。

続いて、20款諸収入でございます。3項3目雑入で、補正額は1,700万円でございます。

自治総合センターコミュニティ助成金といたしまして、内訳では、防災資機材整備補助金として200万円、地区公民館建設補助金として1,500万円でございます。

以上で、一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

冒頭で説明をさせていただきましたとおり、歳出と歳入の全てについて質疑を行います。歳出と歳入、関連ありますので、もし関連性を聞くというのであれば、歳出を先に言ってもらって、それに対する歳入というような質問をお願いしたいと思います。単発の場合は歳入からどんちんと行ってもらっていいけども、関連する場合は歳出を先にお願いします。

質疑はないですか。

坂本委員。

**坂本委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

ちょっとよく分からないので教えていただきたいんですけども、5ページの2款総務費、3目会計管理費、それと同じく2款1目税務総務費、3款民生費、8目子ども・若者サポートセンター事業費、8款教育費、6目文化会館費、この全てが会計年度任用職員に充てる費用となっております。人件費というのは当初予算である程度算出されていると思うんですけども、この機会に補正として会計年度任用職員の費用を5件出してこられたということは、急に各担当課で人が足らなくなって、急遽人を入れられたと、そういうことになるんでしょうか。ちょっとお聞きします。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

今回の会計年度の補正予算の計上につきましては、それぞれの課で病気休暇や産前産後休暇の取得予定者が発生しまして、通常の異動では対応困難なものでしたので、会計年度任用職員に対応するため所要の予算を各課で計上しているものでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 坂本委員。

**坂本委員** これはたまたまそういう病欠とか、そういう出産の職員が出たので募集するということになる。こういうのはよくあることなんでしょうか。都度じゃあ補正を上げられて、会計年度任用職員分の報酬を上げられるということなるんでしょうか。また、この採用のめどというのは立っているんでしょうか。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** その都度補正予算を計上するかというお話かと思いますが、当初予算で必要である会計年度任用職員というのは予算で計上しております。ただ、その後出た場合というお話なんですけれども、多少であれば人事課のほうで緊急用の会計年度任用職員の枠を持っておりますので、それに対応させていただきます。ただ、今回につきましては複数出ましたので、改めて補正予算を計上させてもらったものでございます。あと採用のめどにつきましては、これから、予算が通ってから募集をかけますので、それについてはちょっとお答えは難しいかな

と思います。

以上です。

**藤井本委員長** 坂本委員。

**坂本委員** ありがとうございます。たまたまのこの5件、補正にずらっと出てきたもので、ちょっとお聞きさせてもらいました。ありがとうございます。

**藤井本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** よろしくお願ひします。

今の坂本委員の関連なんですけれども、まず、2款総務費の3目会計管理費の職員の病休による会計年度採用ということなんですけれども、3月議会で会計管理者、本会議で議場に座っていらっしやらないんですよ。6月の本会議も会計管理者は座っていらっしやらない。このことに対する、病欠かなというふうに私は考えているんですけれども、やはり会計管理者が、職務代理者がいるんだと思うんですけれども、不在の中で、会計年度を入れて対応できるんですか。まずそのことを1点ちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

もう1点、今度、8款教育費なんですけれども、6目文化会館費、これについても病欠による会計年度、入れていらっしやるとということなんですけれども、私、議会の充て職で文化会館協議会の会長もさせていただいているんです。実は委員の方からちょっと申出というか、情報提供というか、いただいております、その方がおっしゃるには、今、現状、文化会館、新庄マルベリーにしても、當麻文館にしても、正職がいらっしやらないと。アルバイトしかいらっしやらないと、アルバイトというか会計年度しかいらっしやらないと。こんな状況で、もし何か危機が起こったとき、例えば火災であるとか、そういった対応を誰が責任取ってやるんだと。

かつ、マルベリーに関しては、この4月、5月中、私は何日かということまでは聞けてないんですけれども、休館した日があると、臨時休館した日があると。これが職員がいらっしやなくて開けられなかったというような状況をちょっと聞いているんですよ。その事実確認と、実際、今の職員、きちっと手当てできているのか。会計年度で間に合うところは間に合うで私はいいと思うんですよ。でも会計年度で本当に間に合うかということまできちっと考えて今回手当てされているのかということをごちゃごちゃ聞かせていただけますか。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの会計管理者の部分なんですけれども、まず前提としましては、個人の特定されるおそれもありますので、個別具体的な答弁は難しいところもあるんですが、まず、今、会計課の状況は会計管理者の代理を立てて運用しているところでございます。それで職員については会計年度でまず対応すると、補正で事務量の増については対応すると。そのほかの手だてにつきまして、現在調整しまして、人事異動で対応するのか現在調整しているところでございますので、今の段階ではまず会計年度の補正ということになっております。

以上です。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本と申します。よろしくお願いします。

今、委員から質問がありました新庄文化会館が事務所を閉めていたときの対応でございます。こちらにつきましては、閉めていたときには、極力職員が応援するというので入っておりましたが、どうしても不在となる場合の対応ができない場合につきましては、事務所の扉に不在のお知らせと緊急時の連絡先を掲示、または電話につきましては当麻文化会館のほうに転送をかけるなどの対応をさせていただきました。

新庄文化会館につきましては、現在6月よりは職員が一応復帰していただいております。あと、職員不在によりますもし火災とかの場合の対応についてでございますが、防火管理の資格について、新庄文化会館の職員不在のときにつきましては、図書館長が防火管理の資格を持っておりますので、そちらのほうで対応させていただくということで考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 今の質問で追加させていただきます。臨時休館というのはしておりませんが、一部不在、事務所が閉まったということはございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 両方ともそういうことで一定の理解はしているんです。この会計管理者のほうなんですけれども、今は部長級ということでやっていたかと思えますし、この時期、出納閉鎖の時期やと思うんですよ。この会計課というのは、これは市にとって大事な部署でもあって、ここの会計管理者が不在ということ、ちょっと特定されるとということなんですけれども、3月議会にも出ていらっしやらなかったということは、これもう3月からずっと同じ状態が続いているというふうに私は思うんです。そうすると、やはりそこに必要な手だてを4月にやるべきだったというふうに、私はそこがなぜできなかったのかなというところの人員配置に関しては、少し疑問を感じているところです。

それから、文化会館に関しましては、臨時休館、私、先ほどそう言いましたけれども、行かれた方が誰もいないというところで、そういうふうに私におっしゃったのかもしれませんが、やはり6月から職員、復帰していただいていたというふうに思っている反面、4月、5月はやっぱりそういう状態がずっと続いていたということだと思えます。これについて、図書館長が、防火管理者がいないときはということなんですけれども、やはり図書館長は図書館を預かっている仕事があるわけですよ。どこまで目が届くのか、それやったらもう図書館とマルベリー一体で防火管理者1人でいけるのかという話になってくるわけですよ。そういうことも含めて、必要な職員の手当に関してはしっかりとやっていただくということをちょっとお願いしておきたいと思えます。

先ほど坂本委員からもありましたけれども、6月議会で急遽この会計年度がばらばらと出てくると、本当に適切な人材配置、4月1日に人事異動しとるわけでしょう。これが本当に適切やったんかということもやっぱり検証せんとあかんわけですよ。その辺り、どういうふうに考えられているのか、ちょっとこれは副市長、ぜひお考えをお聞かせいただきたいん

ですけど、お願いします。

**藤井本委員長** 東副市長。

**東 副市長** おはようございます。東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの梨本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まずもって考え方といひますか、自治体経営の基本理念、これについて地方自治法の第2条の第14項、ここに何て書いてあるかと申しますと、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと、このようにうたっております。私どもといたしましては、今申しましたこれを遵守いたしまして、昨年度各部課において人事ヒアリングというものを、1回ではございません、2回、3回と重ねました。その結果、こういうふうな人事配置でいこうということを決め、4月からの配置をしたわけでございます。ですから、今申されました、職員がたくさんおればいいんですけども、やはり最少の経費で最大の効果を生むというこの理念に基づいて人事配置をしたということでご理解賜りたいと思ひます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 副市長のおっしゃることはもう私もよく分かっていひます。最少の経費で最大の効果を挙げるということは、これは自治体の基本だと思ひます。ただ、最少の経費といひても、必要なところの必要な措置はやっぱりせんとあかん。もうここに関しては、特に今、私が目についていひるのは会計課、それから教育委員会の文化会館に関して、しっかりと配置をしていただくというところを強くお願ひ申し上げまして、この程度にしておきます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 関連で質問させていただきます。

1つは、5件ほど会計年度任用職員、今回新たに補正が上がっているわけですけども、理由として病休の代替、あと産休の代替ということですけど、人数は分かりますでしょうか。これが1つ。それから、その中でいわゆる管理職、今、会計管理者の問題もありましたが、病休者の中で管理職の方がどの程度おられるのか。この内訳が分かりましたらお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目ですけども、会計管理者については、私どもも大変心配しております。この時点で会計年度任用職員の方の補正が上がってきたということですが、つまり、病休後の人の手当てはどうなっていたのかと、今日に至るまで。出納閉鎖もありますし、これから決算に向けて作業もありますけれども、会計管理者が不在のまま、職務代理者、当然、中で立てられていると思うんですが、応援とかなかったのかどうか、一体どういう形でここまで推移してきているのかということについてお伺ひしたいと思ひます。これが2つ目です。

3つ目ですけども、私が懸念していひますのは、この間病気休暇も多いですし、それから管理職の方の中途退職も昨年度多くありました。事業の継続性という件に鑑みて、葛城市、ちょっと会計年度任用職員の比率が非常に高いように思うんですが、今、葛城市では正職員と会計年度任用職員の比率が一体どうなっているのか、この点についてお伺ひします。

藤井本委員長 以上3点。

石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

補正予算における会計年度任用職員の追加人数は4名になります。それと病休職員の人数ですか。すみません、6月1日現在で言うと……。

(発言する者あり)

石田人事課長 すみません、産休は1人です。病休が3名です。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 2つ目の会計課の状況どうだったのかというのは……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

4名のうち1名が管理職になります。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 次の2つ目に質問された、谷原委員のされた会計管理者の今までの状況はどうだったのかということですが、基本的に病気休暇の方に対しましては、病状把握に努めるということで、復帰の見込みがあるという想定で、病気されたときから会計課と話し合いをしながら、病状把握に努めて回復をお待ちするという形で進めておりました。そのような中で業務量の問題とか、それぞれお聞きして、まずは職務代理者が必要だということで職務代理者を立てた。その中で一番繁忙期の時期にたまたま差しかかったわけですが、今、出納閉鎖時期の。その中でいろいろ状況を聞きながら、今回の補正で対応するという形に現在なっておるところです。ですので、先ほどの答弁と重なる部分もありますが、現在は調整して、まだ続いている状況です。

藤井本委員長 会計年度の比率やね。

石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。

すみません。令和5年4月1日現在の数字しか今手元にございませんが、よろしいでしょうか。会計年度任用職員が429人、正職員が348人、合計777人で、比率で言いますと55.2%になります。

以上になります。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと1問目の質問で要領が得なかったのが確認なんですけども、病休が3名ということになって、そのうちの管理職は1名ということでもいいんでしょうか。先ほど言っている会計管理者のみということでもよろしいんでしょうか。私もちょっと把握している中で、あの方は違うのかと一瞬思ってしまったので、具体的には言えませんのであれなんですけど、ちょっと確認であります。

それから、会計年度任用職員の方も、人員の応援とかはあったのかどうか、それをちょっと

と聞きたかったんです。つまり、復帰の見込みがあるからということで、その様子を見ていてということだったんですけど、その間繁忙期等も含めて会計課に対する応援等、人員の。だから、今回の補正予算で初めて充てるとのことなのか、ちょっとそこを聞きたかったんです。1問目の確認ということで、申し訳ないです。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。

すみません、申し上げた先ほどの管理職は、1名ではなく2名の間違いです。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 2つ目の谷原委員のご質問の応援の状況ですけども、人事課で配当する予算があるという説明もあったんですけど、会計年度の方の時間外の枠を、週3を週5に変えていただいて対応したというのが現状です。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 1つ目の質問のところで、管理職、病休のうち2名ということで、昨年度も年度末、管理職の方が複数名ほど退職されました。議会の議員は皆さん懸念していると思うんですけども、やはり今、大変負担がこういう管理職の方々に大きくなって、そういうことが起きているのかなということを懸念しているんです。先ほどの会計課の問題ですけども、会計年度任用職員の方を応援で充てるとのことですけど、専門性の高いところの部署で、その長が病気休暇になったときに、やはり残りの課員の方の負担というのは相当のものだろうと思うんです。そこに会計年度任用職員の方の人員を充てても、これはちょっと大変なことだったろうなというふうに想像するところなんです。

今後は、人事異動等も考えて、決算に向けて人事異動等で手当てしたいというふうなことでしたので、それをぜひお願いしたいと思うんですが、先ほど会計年度任用職員と正職員の方の比率をお聞きしました。葛城市は55.2%、つまり会計年度任用職員の方が多いということであります。会計年度任用職員の方は3年に1回、ある意味では雇用期間が切れて、もう一度採用試験を受けて、そこで退職をやむなくされる方もたくさんいらっしゃいます。つまり、経験の継承ができない。となると管理職がしっかりと会計年度任用職員の方、新たにその職員に対して様々なことを伝えもし、指導をしていくという負担も大きくなります。

葛城市は他市の比較等で、2問目の質問になりますが、私はちょっとある資料を見たところ、葛城市、異常に多いなど、半分以上この会計年度任用職員になっていると、一旦全国的な状況、あるいは奈良県内の状況、正職員と会計年度任用職員の比率、分かっただけですけど、分からなかったらもう結構です。また決算等もありますから、決算のときに十分審議していけばいいことだと思っていますのであれなんですけど、今分かりましたら教えていただきたいし、分からなければまた調べまして、次の機会では構わないと思っていますけれども、もし手元にお持ちでしたら、現状はどうなっているのかということをお聞かせ願えますでしょうか。2つ目です。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いします。

先ほど言いました令和5年4月1日の調査ですが、まだ他市の分が公表されておられませんので比較はできておりませんので、また決算のときにでもお答えさせてもらえと思います。以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これは大きな問題ですので、決算のときにしっかりやればよいと思いますので、分かる範囲で結構です。令和5年の分が無理だったら令和4年、令和3年の時点でもそれぞれ決算が出ておるわけですから、各市町村。できたらきちっと調べて、どういう状況になっているかということをもたまた教えていただけたらと思います。以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

柴田委員。

**柴田委員** 先ほどから出ている中で、私も新庄文化会館について更に質問させていただきたいんですけども、なかなか人員が足りないとかというお話も聞いておまして、先ほどの答弁だったら、事務局が何か開けている、閉めているとかの話だけだったように思うんですけども、文化会館の業務というのはかなり細かい、いろいろあると思うんですけども、分かる範囲でいいんですけど、業務内容についてお聞かせいただきたいなと思います。取りあえずそれをお願いします。

**藤井本委員長** 文化会館の業務内容やね。

津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本です。よろしくお願いします。委員のご質問に対してお答えさせていただきます。

新庄文化会館の主な業務でございますが、文化会館におけます自主事業、それと貸し館業務、あと会館の維持管理と事務処理ということ、いろいろ事務のほうもありますので、そのようなものが業務としてございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 柴田委員。

**柴田委員** 簡単なお説明だったんですけど、多岐にわたっているということが分かると思いますし、あと私が聞いている範囲では、マルベリーホールというのは、音響効果がなら100年会館よりも素晴らしいということで、あらゆる県下のいろんな有名なブラスバンドとかの方々も練習に借りに来られるという中で、かなり対応がすごく大変だと思うんですよ。市内の方々だけではなくて、いろんなところから来られる方に、説明したりとか、電話対応もありますでしょうし、メール、それから実際に来られるということも結構あると聞いている中で、正職員が1名戻ってこられたというふうに今お聞きしたんですけど、あと会計年度任用職員の方が1名おられると思うんですけども、それだけで対応、本当にできるのかなというふうに、特に専門性のある、知識がなければ説明もできないしという中で、正職員の方はかなり負担がかかっているのではないかなというふうにも思いますし、今、働き方改革で、週2日きつ

ちりしお休み取らないといけない中で、相手のあることですし、どうやって対応されているのかなと私はすごく懸念しております。

先ほど副市長が、最少の経費で最大の効果っておっしゃったんですけれども、行政としてはそれはそうかなと思いますけれども、そういった考え方だけでいくと、ますます正職員の方にしわ寄せがいつているのではないかなというふうに私はすごく懸念しているんですけれども、その辺り、私が言っているのは文化会館だけの話なんですけど、それを1つ例にとつて、業務の多さと職員の数というのは果たして妥当なのかどうかというところをちょっと、もしよかったら副市長にお答えいただきたいです。

**藤井本委員長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。ただいまの柴田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほど私、答弁させていただいたこととちょっと重複するかも分からないんですけれども、要は、おっしゃっていただきましたこと、昨年度から担当課、教育委員会と、先ほどの梨本委員のご質問で答えましたけれども、幾度となくこの実態でいけるのかと、職員1名とあと会計年度2人、これでいけるかと、いけますという返事を原課からいただいておるわけですね。ですから、そういうことによつて我々は判断をして、今さっき私が申し上げました最少の経費で最大の効果を得るところに結びついておるわけなので、決して私どもでこれでいけるやろ、勝手にせえよつて、そんなことは決して申し上げておりません。原課の意見を尊重して、人事配置をして、適正な人事配置だと私どもは思つておる次第でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 柴田委員。

**柴田委員** 原課からこれいけるよということで、納得されているというお話なんですけれども、多分、いや何というか、やっている業務が、私、よく分かりませんが、こなせるんだよというお返事なのかなと思つたりもするんですよ。それ以上に、何ていうのかな、葛城市として更に発展するためにこうやつていこう、ああやつていこうということが、なかなか發揮できない中で、ぎりぎりの線でやつていってくださっているんじゃないかなというふうに、私はちょっと外から見て感じるんですね。なので、ますますそうなつてくると、職員にまた負担をかけて、ストレスになつて病気になるんじゃないかなという懸念もしております。もうちょっといろいろ細かく見ていつていただきたいと思つているんです。だから、今が本当に適切に人事配置がされているのかということも、もう一度聞き取りとかをしながら、考へていつていただきたいなと思つております。

**藤井本委員長** 要望だけですね。

奥本委員。

**奥本委員** 関連だけ、先に1つだけお伺ひします。今の話のところなんですけども、もう当然のことながら副市長おっしゃるよつに、最少の経費で最大の効果という、これはもう行政に限らず民間企業も同じことです。もうどんなことにも当てはまることなので、常々やつぱり職員で努力されながら、マルベリーに関してはオペレータークラブとか、そういう形を構成して、どうやつたら市民サービスを途切れさせないかというのを日々努力されているのは、これは

間違いないと思うんです。今回、いろんな休職とかに伴って会計年度任用職員が充てられるというのは、これはもう仕方ないことで、予算が必要となってくるのは当然のことだと思います。

私がお聞きしたいのは何かというと、先ほど谷原委員からは、マルベリーに限らず、会計年度任用職員というのはあくまでも会計年度の採用なんです。任期が保証されるのは会計年度のみなんです。年度が変わるとまた違うんです。契約の延長とかもあるかも分かりませんが、それだって何回も何回もというわけにはいきません。となると、やはり経験の継承ができないという問題がそこで間違いなくあるんです。それと、やはり業務の内容に関しては非常に専門性のある高いところがあって、それが経験の継承にもかかってくるんですけども、やはり経験のない方がいきなり来て前任者と同じことができるかという、その業務遂行の能力の求められるものの質、そこもあると思います。

そうやってきたときに、特にこの市民生活に密着するサービスの部分において、行政内でやるというのもいいんですけども、どうしてもこなせない場合があるじゃないですか。そういつたときまず、こここのところは行政運営、会計管理者のところは別として、市民サービスに密着したところの部門に関して言うと、やはり市民サービスを継続させるという、提供の維持を優先させるというのは、非常に優先度の高い事案になってくるわけなんです。そういったときに、やはり内部で対応しきれない場合は、指定管理者制度を活用するという1つの方法だと思うんです。

そういったことに関して、これは要するに行政運営のデザインの話になります。どういう形で、こういった市民サービスを優先させるべきところは、そういう指定管理者制度の、これも1つ方法だと思います。その辺をどう考えてはるのかということをお聞きしたいんです。分かりますか。会計管理者のところはいいんです。それはもう非常に専門性が高くて外部に出せませんので、じゃなくて、やはり一般的な市民サービスで途切れることのないように維持するところにおいては、やはり行政内部では賄いきれないところを指定管理という方法がありますけど、その辺りどうですかということです。

**藤井本委員** もう部長と違って、市長に答えてもらおう。人事権のある市長が、今、指定管理のほうまで広がったけども、取りあえず先に、市長も答えてくださいよ。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの奥本委員のご質問で、先ほどの柴田委員のご質問にも重複する部分あるんですけど、まず市の業務で各部署によってそれぞれ特性がありますので、文化会館は文化会館の運営があり、窓口業務で直接市民サービスをする部分は、またそれぞれの特徴がありますので、それぞれの対応が必要であると、人事としては考えていまして、その中で特に繁忙期のときもあれば、言い方が悪いですけど、暇なときもあるので、その波がそれぞれの課によって異なる状況です。その中で、どのような会計年度任用職員の方に入っていてやるのかというの、それぞれの課の考えで運用しているのが実態でございます。

まず、会計年度でいいのかと、正職員でいけるのかというのは、そこがまず議論の中にな

っております。その中で、奥本委員おっしゃいました指定管理者制度も、施設管理の運営の面で、デザインという大きな話ではないかもしれませんが、手段の1つとしてあると思います。また、委託業務というのも1つの方法としてあります。会計年度もあるということで認識して、研究しているのが現状でございます。答えはすぐにはちょっと出すのは難しいとは思っておりますが、以上でございます。

**藤井本委員長** 市長、できたらこれだけの委員が、ほとんど全て、今の職員に対しての状況について心配をしているという点、ただし人事権は市長にあんねんから、そんなのも含めて、これはずっと続きますから、一言、先ほどの指定管理も含めてお願いします。

阿古市長。

**阿古市長** 本当にご心配頂いてありがとうございます。それだけ葛城市の職員が一生懸命働いているんだという認識を持っていただいているというのは非常にありがたいと思います。ただ、市民感情としては、なかなかそういう部分とは、また議員の皆さん方が近くで見ていただいている部分とは若干違う認識の話も聞こえてくるのは事実でございます。ただ、葛城市の場合は、職員が最大限頑張った中で不足する部分については、今現在、会計年度任用職員、そちらのほうもフルタイムから短時間の日数の業務をしていただいている、いろいろバラエティーに富んだ形での会計年度任用職員の採用しておりますので、人数だけではなかなか、何といいますか、比較のできない部分があると思います。

その中で、今、委員からご質問ありました指定管理の話ですけども、それは前向きに考えていっておるところでございます。今現在も、當麻の複合施設は指定管理のほうでお願いしたのはまさにその部分でございます。公務員として働く場合の時間的なやはり猶予、それと民間企業の考え方もあります。ですので、何ていいますか、どちらを選択すると一番行政サービスとして市民の皆さん方に高度なサービスが提供できるのか、当然のことながらそちらの部分につきましては経費との兼ね合いになりますので、そのバランスを取りながら、導入をしていきたいという考え方をしております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 指定管理の考え方について、市長のお考え、ありがとうございました。業務委託という方法もあるというお話も出ましたけども、業務委託の、何とかな、延長とかな、新しいやり方として指定管理者制度というのが導入されているわけで、それぞれいいところ、悪いところがあると思うんですけども、市長おっしゃるように、やっぱり行政のサービスとかな、市民対応、あるいは行政内部の仕組みを回す。これはもう非常に年々複雑になってきておまして、既存の職員の数だけでは対応しきれないのも事実だと思います。その中で、やはりなぜそういうふうに、何とかな、手いっぱいになっていくかという、過去のやつをなかなかこう切れない、やめれない。ここが行政の一番つらいところです。民間企業やったら、もうこれやめとこうってできるんです。そういった中であって、有効にこの人材という財を使いこなせるには、やはり外部に1つ持っていく、委託する、そちらの外部の民間ノウハウを使うというのも1つの方法ですので、その辺り考えていただいているという

ことですから、引き続きよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 質問なんですけれども、職員が十分なのかということだろうと思うんです。市民の方々の意見もあるということなんです、そこでこれは財政分析等でよく類似都市等ということで比較等もあると思うんですが、人口当たりの職員数、これについては葛城市は今どうなっているのか、類似団体との比較はどうなっているのかということについて伺います。

**藤井本委員長** 分かりますか。

石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いします。

令和5年4月1日時点での葛城市の人口1万人当たりの職員数につきましては、一般行政部門で66.13人、類似団体の平均が68.94となっております。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 類似団体の比較においても若干少ないということでもあります。私も、これは公表されているものですが、奈良県が公表しております市町村経常経費分析表をということで、いわゆる財政分析表というのを毎年公表しております。決算が出ている令和4年度分、今、奈良県のホームページを見ることが出来ますけれども、この中に普通会計決算として人件費及び人件費に準ずる費用の分析ということで、これは人口1人当たりの決算額、お金の問題ですね。お金の問題で人件費、どれだけ類似団体比がどうかということになっているんですが、これも令和4年は、直近の決算ですけれども、葛城市は類似団体と比べても低いと。つまり、予算においても人件費について類似団体比較で低くなっております。分からないですか。

今、私、表も持っていますのであれなんです、これを見ますと、当該団体は赤い印がついてて、類似団体内の平均値もありまして、令和2年まではほぼ類似団体と同額程度だったのが、令和3年、令和4年とちょっと差が出てきてまして、令和4年度では、葛城市の人口1人当たりの決算額が、1人当たりですから9万7,102円で、類似団体の平均が9万2,530円となっております。先ほどおっしゃったように、人口1万あたりでも、葛城市の職員数が少ないということでありましたから、1,000人当たりの予算額に直しても、このように低いということが、これは公表された奈良県のホームページを見れば分かるところであります。

ここには人口1,000人当たりの職員数を比べて、先ほど1万人でしたけれども、1,000人当たりの職員数も、当該団体と類似団体の平均を比べてもやはり差引き1,000人当たりで1人少ないというふうになっております。だから葛城市においては、会計年度任用職員も多い、その全体の職員数も含めて見たときに葛城市は少ないと。これは住民の方はいろいろおっしゃいますけれども、この行政の指標の中で、葛城市は客観的にどうなのかということはやっぱり冷静に見ていく必要があると思うんです。これは大きい問題なので、決算のときに、しっかり葛城市の在り方についても一回議論できたらいいと思いますので、そこら辺を細かくそちらでも検証していただいて、私どもの意図するところは、やはり大きな負担が、

とりわけ管理職の方にかかっているのではないかという問題意識でございますので、そこら辺の在り方も含めて、また決算で議論ができたらと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** 次、進めたいと思います。質疑はないですか。

奥本委員。

**奥本委員** 2点お伺いいたします。

7ページ、7款消防費のところです。1点しかありませんね。地域防災組織育成助成事業補助金、可搬ポンプの予算になっております。可搬ポンプについてお聞きしたいんですけども、これは順次進められているわけなんですけども、全大字に配置ということなんですか。というのは、過去にもたしかこの予算特別委員会でも質問あったかと思うんですけども、配置はいいんですけども、どの程度活用されているかというところなんです。大字の人数を比較することなく、大字に1台というやり方で果たしていいのかどうか。1台であればね。まずそのところ、どういう形で運用されているか、活用されているかというところを確認とれているかどうかをお聞きしたいと思います。

その次が、8款教育費の公民館分館運営事業、これについてなんですけども、これも大字の公民館の建築というふうにお伺いしてますけども、まず、この予算の根拠となるその建築の見積り、これは大字に任せて出てきた予算に対してこれだけの補助、あるいは宝くじですか、それを充てるとかいうふうになっていると思うんですけども、その根拠となる見積りというのは、行政のほうでもやはりそれは適正かどうかという金額の評価をされているのか、これについてお伺いします。

以上、2点お願いします。

**藤井本委員長** 林本部長。

**林本総務部長** おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。ただいまの奥本委員のご質問に答えさせていただきます。

今回の可搬式消防ポンプの整備ということで、1つの大字に対して今回、もともと申請がございまして、それに対して宝くじ助成を活用して今回配備するものでございます。現在44か大字、市内に大字があると思うんですけども、可搬式ポンプを所有されている大字は、我々の調査では25の大字が所有されているというふうになっております。これの活用ということなんですけども、基本的にはやはり火災等の初期活動だというふうに捉えておるわけなんですけども、それだけではなくて、やはり地震も含めて、災害時における地域の自主防災の強化というところで、ちょっとした地震でも火災が起こりますので、そういったところでこういった活動を促進するために可搬式のポンプを配備するという考え方でございます。そのためには日常的に、もちろん所有するだけでは、それだけでは役に立たない場合もありますので、日頃からそういった点検、そういった話合い、そういったこともされているというふうに伺っております。

市としては全大字に配備するというものではなくて、あくまでも今現状は25の大字が所有されているということと、今回申出されているところもたしか買換えというふうに伺ってお

ります。もともと持っておられるけども、老朽化による買換えだというふうにお伺いしておりますので、市としてはそういう考え方で対応させていただいておりますので、以上でございます。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本です。よろしく申し上げます。

委員からのこちらについての見積りでございますが、こちらにつきましては、大字の方から要望をいただくときに見積りも全て提出いただきまして、こちらのコミュニティ助成の申請にさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** その適正というのは、どういう確認でそれが適正かというのをされていますかというのもありましたので。見積りの額やね、内容も含めて。

**津本生涯学習課長** まず、申請が上がってくるときに、見積りも大字のほうから提出いただく形でございますが、中身についても大字と市のほうとも協議をしながら、大字で検討できるところについては検討をしていただいた上での金額を算定していただいているということでございます。以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず、可搬ポンプ、今回は買換えということで分かりました。ただ、恐らく小型ポンプ車に全部搭載されているというお話で受け取っていいんですか。というのは、単体でなんかあんなの到底持てないんですよ。ポンプだけあったらいいかというわけじゃない。当然、吸管も要るしホースも要るし筒先も要る。その分は、何というか、火災現場に持っていかうとするともう10人ぐらい要りますよ。なおかつ水利の確保とかやっぱり要りますので、小型ポンプに搭載というのが前提だと思うんですけども、そしたらこの小型ポンプを日頃の点検整備、訓練もやっておかないと、こんな現場でいきなり使えないんですよ。それを使うベースが、果たして本当にそれが実践されているのか。恐らく今回は買換えなので、それをされているから老朽化というのは分かっているんだと思うんですけども。聞くところによると、配備をしたけども実際使えてない、使えるような人材も不足しているというのも聞こえてきたりするんですけども、その辺りを精査されているのかどうか、重ねてお伺いします。

それから、公民館の話ですけども、大字と話はされているということですけども、要は大字のほうで一番最初に計画、見積りを出されるということなんですけども、そうしたらどの事業者を使うか、あるいは予算が適正かというところの判断がされているかというのを聞いたかったです。というのは、行政の場合、やはりその建設にかかるのであれば、その業者選定というところが非常に大事になってきて審査が厳しいんですけども、大字の場合はそれがどうなっているかというのがちょっと気になっているので、そこを詳しく改めてもう一度お願いします。

**藤井本委員長** 林本部長。

**林本総務部長** ただいまのご質問ですけども、この可搬式ポンプというのは、大体重量で80キログラムぐらいのものでございます。移動につきましては、今80キログラムと申し上げましたよう

に、大人4人ぐらいであれば十分持ち上げて、長距離の移動になりますと軽トラックなどの荷台に載せる、また、それを下ろしてからのちょっとした移動、数十メートルぐらいの狭いところに行く場合は、例えばキャリーとか、そういったものに乗せて移動すると非常に効果的だと思います。それと、ポンプだけではなくて、もちろん装備品一式という考え方でございます。それも含めてのこの助成ということになります。

それと、ふだんの、先ほどもちょっと触れましたけども、日常点検ということですけども、こちらも私どもで調査したデータがございまして、大体毎月か、少なくとも2か月、3か月に1回程度の一応点検をされているというふうに伺っています。ほぼ、先ほど所有されている25か大字に至っては、それぐらいの頻度でされていると。あと担い手ということですけども、基本的には自警団がされている場合が多くて、ほぼほぼが自警団のほうでそちらのほうも担っておられるというふうに伺っております。

以上です。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本です。先ほどの委員様の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては金額が大きいことから、大字のほうでも2者ほど業者から見積りをもって金額の判定をされていると聞いております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず、ポンプですね。装備一式やと100キログラム以上になるんですよ。本職の消防の操法大会に出ると、本当にもう4人ぐらいで、あの屈強な日々訓練されている方が4人ですばっと持っていかれるんですが、それでも周辺の機材というのは、現場に置いたままの状態の操法なんですね。でも、実際に火事はどこで起こるか分からないので、やはりその辺の機動力というのは、要するに軽トラとかに搭載する必要が絶対あります。そうなってくると、それをまず運用する方式というのがないと、配備しても全然宝の持ち腐れになってしまいますので、そこはやっていただいているということでしたらいいんですけども、ただ過去の防災訓練とかで、大字の自警団が参加されているところ見ていると、やはりその辺の扱いにかなり差があるように見受けられるんです。大字ごとにその辺の操作力あるいは維持の向上というか、維持力の向上という表現がいいかどうか分かりませんが、やはりその辺り、せっかくお金をかけて配備するのであれば、有効活用できるような体制をチェックだけはお願いしておきたいと思います。これはもうお願いで、お願いします。

それから、公民館のところで、今回は金額は高いので、大字のほうで2者見積りを取られているということですけども、今回に限らず、これは本来やって当然のことで、その辺りが本当に適正なのかどうかというのは、我々は全く分からないので、こういう形で予算計上されてくるのであれば、こういう経緯で、こういうふうな何者かあって、こういう選定で予算が上がってきて、そこに対してこういう補助金を使いましたという説明があればいいかなという気はします。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 今の奥本委員の関連なんですけど、歳入のほうで、自治総合センターコミュニティ助成金、4ページの。1,700万円を可搬消防ポンプと公民館の建設に充てられるというところなんですけど、この宝くじ助成の締切りとか、今、補正で出てきているんですけど、この締切りとか、その採択された時期というのを教えていただきたいなと思います。それで、どういうふうな形で宝くじ助成が、大字のほうから上げるのか、市に、そのシステムみたいな、どういうふうな補助金の助成の仕方になっていっているのかというのを教えていただきたいなと思います。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。よろしく申し上げます。

今回採択されましたコミュニティ助成ですけども、申込みの提出が令和5年9月29日付で申請を県にさせていただいております。その分の交付決定が令和6年3月27日付で採択の決定があったため、今回の補正に計上させていただいているという形になっております。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本です。よろしく申し上げます。

今、委員の質問があったことについてでございますが、こちらの公民館のほうの申請ですが、令和5年9月28日にこちらの申請をさせていただいております。こちらの決定の採択ということの通知をいただいたのが、令和6年3月28日に報告いただいております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** いや、僕、ぱっと思ったのは、何でこれ、当初予算のときに、必要やったら、この可搬ポンプのやつでも公民館でも当初予算で上げておいたらええのになと思っていただけです。その予算を。結局、この宝くじ助成がありきでやられるというのが、これがええんか悪いんか、可搬ポンプ、必要なんですよね。これは北花内のほうで。ほかの大字ももしかして必要なときに、この助成がなかったら、ちょっと厳しいですよというような回答というのは、これは市のほうがそういうふうに回答されているのか。要は、必要なもんを先に上げておいて、当初予算に組み込む、この南新町の公民館のやつでも、これはたまたま、これは2つ、本来であつたら恐らく市からの公民館分館等施設整備事業補助金だけやと思うんですけど、これはプラスアルファされたということやと思うんですけど、これについても、当初予算で南新町の計画があるんやったら上げておくべきもんじゃなかったんかなと。この補助金がたまたまついたから、今の時期に2つ上げられてくる。

もう一個、公民館の助成をこの時期に上げてこられたら、補助金事業なので今年度でやらなあきませんやんか。恐らくね。それならもうちょっと早めに補正のやつを上げて、臨時でも補正をもし上げれんのやったら、上げたほうの方が、何ぼでも遅なって、また工事の期間が短くなるとか、そういうことまで考えられてアドバイスされているのかなというところを教えてくださいなと思います。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 先ほどの問いなんですけども、この可搬式のポンプの整備につきましては、今ま

でもこの宝くじ助成を使って整備していただいているものでして、市のほうで採択されてから補正予算を上げさせていただいているという対応させていただいております。

以上です。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本です。こちらにつきましては、申請を9月に上げさせていただいておる状態でございますが、こちらについては採択をされるという確約がございません。県のほうに申請を上げまして、そちらからまた選定をされましてのコミュニティ助成のほうに出されることでございます。こちらにつきましては、採択されなかった場合につきましても、自治会と市とのほう、お互いに協議のほうもさせてもらっておりまして、かなりの負担が大きいということでございますので、今回採択されなかった場合につきましては、次年度でまた申請を上げたいということでの調整もさせていただいております。今回につきましては、当初予算で計上できなかったかということでございますが、こちらについては採択というのがまだ確約もできていませんでしたので、当初予算では上げることができませんでした。以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** ポンプのほうなんですけど、これって宝くじ助成ありきというところというのは、これは市の考え方なんかどうかちょっと分かりませんが、やっぱり必要とされている、これも本当に消防団の自警団の1つの、何というんですか、消火活動に当たるところの大事な機材でありますので、それを採択されるかされへんか分からんようなところでずっと待ってもらってというのは、僕は補助金の在り方というのは、通ってラッキーというぐらいの感覚です。言うたらね。やっぱり必要なものは必要というところで上げていかれるのが市の考え方かなと思う。組み替えるのは後でいいじゃないですか、そういうのはね。補助金が出ましたという。その辺の考え方というのをちょっと聞いたかったんですけど、今、市はそういう考え方だということなんです。

公民館も一緒なんですけど、これはでも大字がそういうふうに負担がやっぱりというところがあるのもよう分かるので、その辺何とも言いにくいなというところあるんですけど、でもこれについても本来は、本来はですよ、大字は半分だけなんですよね、言うたら。何も無いときは。たまたまこれが乗っかりましたという感覚でしかないのかなと、補助金の在り方って、僕はそうかなと思うんです。だから、本来必要なものやったら当初予算で上げていくべきやと僕は思うんですけど、これは大字の話合いもそういうふうにされたということなので、これは一定の理解をお示しさせていただきます。そういう予算の組み方、市当初予算との考え方、こうやって助成が出たから上げてこられるのはいいんですけど、必要なものやったら当初予算で上げるということを考えられるのかなというところで思ったので、市の考えを聞かせてもらいました。答弁は今もらったのでいいです。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ちょっと関連でお聞きしたいんですけど、可搬ポンプ及びこの公民館についての運営事業についての補助ということですが、一つ可搬ポンプの考え方は、一般財源から可搬ポンプ購

入を希望する大字には一般財源からは出しませんということになっているわけですね。だから、宝くじ助成がついた場合は出しますという理解でいいのかどうか。これでいいのかどうかです。だから基本的には可搬ポンプを必要だったら大字で買ってくださいと、一般財源からの補助はありません。ただし、申請していただいて宝くじ助成がつけば出すと、そういうふうな扱いになっているか、この確認をしたいんです。

それから、公民館のほうですけれども、この公民館の建設に当たってはどのようになっているのかお聞きしたいんです。つまり、大字負担がどれだけで、一般財源がどれぐらい。宝くじ助成がつく場合、つかない場合、あろうかと思えます。その場合はどうなのかということをお聞きしたいんです。つまり、要は公民館建て替えとか耐震化をしたいと地元が考えて、それなりに地元負担をしながら、市から補助をいただくときに、どうなっているのかということをお聞きしたいんです。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いたします。

可搬ポンプにつきましては、現在はそういう、宝くじが当たればという考え方で、市の一般財源という扱いは今はしておりません。

以上です。

**藤井本委員長** 津本課長。

**津本生涯学習課長** 生涯学習課、津本です。お願いします。

宝くじというか、コミュニティ助成の内容でございますが、こちらにつきましては、総事業費の5分の3が助成対象ということになりますが、上限として1,500万円定められております。その残りの総事業費から補助された分を引きまして、残りですが、その分の2分の1を掛けさせていただきまして、1,000円未満切捨ての分として市の補助と大字負担ということの割当てとなっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 今よく理解できなかつたんです。申し訳ないですけど。例えば一般的に5,000万円ほどかかるとなったときに、5分の3の助成をやりますと。3,000万円ですよ。その3,000万円をこれは市のほうから助成すると。

(発言する者あり)

**谷原委員** ということじゃないですね。ちょっとそこら辺をもう一回、例えば5,000万円という具体的に例を出してやっていただいたら分かりやすいので、お願いできませんか。

**藤井本委員長** 確認のため、もう一度。

津本課長。

**津本生涯学習課長** 再度ご説明させていただきます。こちらにつきましては、コミュニティセンターの総事業費として3,542万8,881円というのがございます。こちらについての5分の3助成なんですけど、上限として1,500万円ということで定められております。ですので、そこから1,500万円を差引きさせていただきまして、残りの2,042万8,881円に対しまして、こちらの

分館等の施設整備事業の補助金の2分の1がこちらに該当してまいりますので、その2分の1を掛けさせていただいた1,000円未満を切り捨てた分、1,021万4,000円が市の補助対象ということでございます。残りの分につきましては大字負担ということになっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ということは、宝くじ助成がもし出なかったとしたら、それは大字が負担すると。建てたいという場合はですよ。それでも建てるということになるのか。いや、大字のほうからしたら、当たった場合はそういうふうにご利用しますということもあろうかと思うんですけども。だから、考え方として市の助成金はそこまでしか出ない。要は市の助成金の考え方と宝くじ助成との考え方なんです。つまり、宝くじ助成が必ずしも出るとは限らない中で、今申請されているということですから、もし助成されないというふうになった場合と助成されなくなった場合と、市の補助の金額も変わるのかなと思うんですけど、そこら辺のことをちょっとお聞きしたかったんです。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもご心配ありがとうございます。以前ですと色々な補助金を使って公民館といいますが、例えば農林水産省の予算を使いますと集落センターですとか、福祉関係、厚生労働省の予算を使いますと老人いこいの家ですとか、文部科学省の予算であると公民館ですとか、いろんな手法の中で、補助金を使いながら公民館の整備を各地域でしてきたという事実がございます。ただ、私は議員をさせていただいている期間においては、なかなかそういう手法はもう使えなくなってきていて、公民館建設に関する補助のほうはなかなか見当たらないという中で、唯一今使わせていただいているのが宝くじ助成、それが最大1,500万円、5分の3とか言うていますが、現実はまだ必ず1,500万円になると思います。

それが無い場合につきましては、事業費の半分ずつを行政と地元が負担するということになりますので、ですので、その1,500万円があるなしというのが、行政についてもそうなんですけども、地元負担の感覚ですよ。金額が多くなりますので、なかなかそれが無いと事業に踏み込めないという地域が多いように感じております。その手法の中でずっともう、葛城市になってから多分ほぼそれやと思うんですけども、そういうやり方をしてきたという事実がございます。

それと、ちょっと戻ってしまいますけども、可搬ポンプの話なんですけども、もうこちらのほうはほぼ各地域で自警団等が可搬ポンプ使い慣れたところがあると思います。その中で、機器の更新について、もしくは新設というのは非常にうれしい話なんですけども、その扱っていただく皆さん方の組織づくりができるのかできないのかというところが一番関わってきます。それで、従前はといいますと、もう全て今申し上げていたやり方で、宝くじ助成の中で整備をさせていただいている、更新をさせていただいているという事実がございます。ただ、またその地域の組織として新たにできる、もしくは強化したいという話がありましたら、それは積極的に話を伺いたいと感じております。

時代は変わっております。今、非常に災害に対する意識も高いですし、危機のリスクとい

うものは年々高まっているという認識をしておりますので、今現状のやり方だけでいけるのかどうかというのは、意見をいただいた中で検討していきたいと考えておるところでございます。ほかの財源が見当たるのか、もしくはなかった場合には市単費としてもそこまで踏み込むのかという議論は重ねていきたいと考えておるところでございます。今のご質問、谷原委員のほうから公民館のほう、それと先ほどありましたので付け加えて答弁をさせていただきました。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よく分かりました。おっしゃるとおり考え方として、今、防災に対する意識も非常に皆さん高くなって、地域の公民館、耐震化はどうするかという議論の中で、基本的に2分の1補助ということですが、財政負担のことを考えて、宝くじ助成、これを今のところこれしか使えるものがないという状況ですが、これは今後、可搬ポンプもそうですけれども、考え方としてどこまで市として補助していくかという問題はあるなというふうに感じました。

1問目が長くなって申し訳ないけど、2問目なんですけど、2回目なんですけど、先ほどの奥本委員の関連なんですけども、かなりの高額補助金ということになりますので、見積書について、大字では2者ほど取られてということですが、補助金要綱の中に、例えば一定の金額以上のものについては見積り合わせをしたのかどうか、その見積り合わせの見積書を提出してもらおうということもあり得ると思うんです。というのは、一般会計から多額なお金が出ながら、行政がやる場合は入札等、あるいはいろんな形で公平性が担保できる、競争性が担保できるような形でやられていますけれども、この補助金事業の場合、これぐらい多額の補助金を出る場合に、また、これは一度建てると、市の財産というふうになろうかと思うんです。形としては。地域の公民館は地域のものではなくて、一応市の財産ということになると思いますので、ちょっと検討していただけたら。これは意見だけになりますか。もう意見だけにしておきます。もう先ほどありました、補助金要綱にもしなければ、あればもうそれでいいんですけども、補助金要綱の中に、やっぱり大字が主体となって建設業者を選んでいくわけですから、そのときには見積り合わせをするように補助金要綱等を整備していただけたらと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 要望ということですね。

ちょっと確認しておきたいんですけど、公民館の建設に関わってですから興味深いところなんですけど、宝くじ助成をよく使われる場合が多いと。この5分の3だけでも、限度が1,500万円というのはよく分かりました。それを使われない場合もあろうかと思うんですけど、また、それを使ってでもええけど、金額、やっぱり大きいところは大きいものを建てはるし、市としても2分の1は出すと。残額の2分の1は出すわけですよ。その限度額というのはいないんですか。設けてないんですか。2分の1は出しているわけですか。市の限度額ね。

津本課長。

津本生涯学習課長 生涯学習課、津本です。よろしくお願いします。

こちらにつきましては、施設の新築につきましては2分の1ということで上限のほうでございしますが、倉庫とか物置とかの併設する施設につきましては、上限としては設けられております。

以上でございます。

藤井本委員長 金額。建物は設けられてないと意味やね。附属設備とかは設けていると。ちょっとその辺をもう、この機会ですから教えてくれますか。

津本課長。

津本生涯学習課長 倉庫とか物置とかにつきましては、事業限度額として1施設につき200万円が限度となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 もう次に進んでまいります。

ほかに質疑ないですか。

高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。

先ほど会計年度の対応のところの会計課の部分の勤務をどう変えたのかという部分ですけども、週3から週5と私申し上げたんですが、正しくは週4の6時間から週5の7時間勤務に変更させていただいていることで分かりましたので、訂正をお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 この間の確保についてということですよ。

ないですか、ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑もないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの申出があれば許可をいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時59分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩